

# 横浜市立大豆戸小学校PTA規約

## 第一章 総則

- 第1条 (名称)  
この会は横浜市立大豆戸小学校PTAという。
- 第2条 (事務局の位置)  
事務局を大豆戸小学校に置く。
- 第3条 (目的)  
この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 (活動)  
この会は、保護者と教職員の信頼と協力を基調として次の方針に従って活動する。  
1) 児童の教育と福祉の向上をはかるために、学校教育に協力し本会の目的にあった他の団体および機関と協力する。  
2) 特定の政党や宗教に偏る事無く営利を目的とするような行為は行わない。また、公私の選挙の候補者を推薦しない。  
3) 学校の人事には干渉しない。

## 第二章 会員

- 第5条 (会員)  
この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者および教職員とする。

## 第三章 経理

- 第6条 (経費)  
この会の経費は、会費およびその他の収入による。会費は月額350円とする。
- 第7条 (予算の執行)  
1) この会の経費は、すべて総会で決議された予算に基づいて行われる。  
ただし、5月定期総会までの支出については、会長に一任する。  
2) この会の決議は、会計監査を経て総会で承認されなければならない。
- 第8条 (会計年度)  
この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第四章 役員

- 第9条 (役員)  
この会の役員は次のとおりとする。
- 1) 会長 1名 (保護者)  
会を代表し会務を総括する。
  - 2) 副会長 3名 (保護者)  
会長を補佐し会長不在の場合はその代理を務める。
  - 3) 書記 4名 (保護者3名、教職員1名)  
総会、運営委員会等の議事を記録し一般事務の処理と各種会合の連絡にあたる。
  - 4) 会計 3名 (保護者2名、教職員1名)  
経理をつかさどり、総会において、予算、決算の説明報告をする。

#### 第9条の2 (役員追加)

第9条の役員定数で活動に支障をきたすと会長が判断した場合、保護者の役員（副会長もしくは書記）を2名まで追加できるものとする。

#### 第10条 (役員任期)

役員任期は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

#### 第11条 (役員選任)

役員選出は、推薦委員会で推薦を受けて、総会において承認を得る。また、役員に欠員が生じたときは、運営委員会において選出する。ただし、その任期は前任者の残任期間とし、全会員に知らせる。

#### 第11条の2 (追加役員選任)

第9条の2による追加役員は、会長が選任し、5月定期総会において承認を得るものとする。

### 第五章 会計監査

#### 第12条 (会計監査)

- 1) この会の経理を監査するため、2名（保護者）の会計監査を置く。
- 2) 会計監査委員は、推薦委員会で推薦を受け、総会において承認を得る。
- 3) 会計監査委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。再任は認めない。
- 4) 会計監査委員はこの会の会計を監査し、総会でその結果を報告する。

### 第六章 総会

#### 第13条 (総会)

- 1) 総会は全会員の3分の1（委任状を含む）以上で成立し、議決は出席会員（委任状を含む）の過半数の同意を必要とする。
- 2) 書面総会での決議は、原則として、会員の書面（電磁的記録を含む）による議決権行使により議決するものとする。この場合において、全会員の3分の1以上の議決権行使書があった場合に成立し、議決はその過半数で決する。

#### 第14条 (総会の種類)

##### [定期総会]

- 1) <5月> イ) 前年度の活動報告および決算報告  
ロ) 本年度の活動計画および予算案  
ハ) その他
- 2) <3月> イ) 本年度活動報告  
ロ) 新年度役員および会計監査委員の承認  
ハ) その他

##### [臨時総会] 次の場合は臨時総会を開かなければならない。

- 1) 運営委員会が必要と認めた場合
- 2) 全会員の3分の1以上から要求された場合

## 第七章 運営委員会

### 第15条 (運営委員会の構成)

運営委員会は、役員、各常置委員の正・副委員長(または委員長から委任を受けた代理の者1名以上)、副校長、校長をもって構成される

### 第16条 (運営委員会の開催)

運営委員会は毎月1回開くことを原則とし、次の事項を審議する。

- 1) 各委員会や役員会より提出された諸計画の総合調整
- 2) 年間収支予算案の作成
- 3) 総会における議案の作成、および手続き
- 4) その他必要事項の企画運営

## 第八章 常置委員会

### 第17条 (常置委員会)

本会の活動に必要な事項について、企画運営するために、次の常置委員会を置き協力して活動する。

- 1) 学年学級・保健委員会
- 2) 広報委員会
- 3) 校外指導委員会
- 4) 推薦委員会
- 5) 交流委員会

### 第18条 (常置委員会の任期)

常置委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### 第19条 (常置委員会の選出)

常置委員会の選出および活動内容は細則で定める。

### 第20条 (臨時委員会)

特別な事項について運営委員会が必要と認めた場合は、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会の任期・委員の選出については運営委員会で定める。

## 第九章 規約等の改正

### 第21条 (規約の改正)

この規約は総会において出席者(委任状を含む)の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし改正案は事前にその内容を全会員に知らせる。

### 第22条 (細則および慶弔規定の改正)

この会の運営に関して、必要な細則および慶弔規定の改正は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。運営委員会はその結果を次期総会に報告しなければならない。

### 第23条 (施行期日)

規約は昭和55年12月15日より実施する。

- |            |             |
|------------|-------------|
| 昭和57年5月26日 | 一部改正 (第22条) |
| 昭和58年3月16日 | 一部改正 (第5条)  |
| 昭和61年3月13日 | 一部改正 (第24条) |
| 昭和62年3月12日 | 一部改正 (第5条)  |
| 平成 2年3月    | 一部改正 (第5条)  |
| 平成 4年3月12日 | 逐条          |

平成11年3月 2日	一部改正
平成15年2月27日	一部改正
平成18年2月28日	一部改正
平成19年3月 7日	一部改正 (第17条)
平成20年3月 6日	一部改正 (第9条)
平成22年3月 5日	一部改正 (第17条)
平成26年3月 3日	一部改正 (第7条、第11条の2、第12条、第18条)
令和 元年5月17日	一部改正 (第13条)
令和 3年3月12日	一部改正 (第9条)
令和 4年3月 5日	一部改正 (第15条)

# 細 則

## 第一章 役員会

- 第1条 (役員会)  
本会に役員会を置く。
- 第2条 (役員会の構成)  
規約第9条の規定に基づく役員、および校長をもって構成する。
- 第3条 (役員会の招集)  
会長が招集する。
- 第4条 (役員会の審議事項)  
1) 運営委員会に付議する事項  
2) その他本会の運営について、会長が必要と認めた事項

## 第二章 常置委員会

- 第5条 (常置委員の選出)  
学年学級・保健委員は、原則として各学級より1名ずつ選出し、会長が委嘱する。  
ただし、学級選出が極めて困難な学年においては、学年より学級数相当の委員選出を認める。  
広報委員は、各学年より2名ずつ選出し、会長が委嘱する。  
推薦委員、交流委員は、各学年より各1名ずつ選出し、会長が委嘱する。
- 第5条の2 (委員・役員の経験)  
原則としてすべての保護者会員が、児童1人につき1回以上、委員もしくは役員を務める。  
兄弟児がいる場合、委員もしくは役員は高学年の児童を優先して務める。
- 第6条 (校外指導委員の選出)  
大倉山ハイム、グリーンコーポ、第2コーポラス、菊名ハイツ、大豆戸(大西・中部・大豆戸)、新横浜各地区、学区外より数名選出するが、人数については運営委員会で決定し、会長が委嘱する。
- 第7条 (正・副委員長選出)  
各委員会の正副委員長は、選出された委員の中から互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。ただし、委員長、副委員長、ならびに役員経験者(兄弟児での経験を含む)は委員長、副委員長への就任を辞退することができる。

## 第三章 常置委員会の性格と活動内容

- 第8条 (常置委員会の性格と活動内容)  
性格と活動内容は以下のとおりとする。
- 1) 学年学級・保健委員会
    - ・保護者と教職員が互いに理解を深めあうように情報を持ち寄って、学年学級活動をすすめる。
    - ・児童の健全な育成のため、学校保健委員会への参加等の活動をすすめる。
  - 2) 広報委員会
    - ・会員意識の向上と会員自身の成長がPTA活動の推進に大切であり、広報誌の編集・発行を主な活動とする。
  - 3) 校外指導委員会
    - ・校外における児童の生活指導及び地区の教育環境の向上に努める。
    - ・広く地区の協力を求め、地区活動の主体となる。

4) 推薦委員会

- ・ P T A (特に P T A 役員) 活動の内容を学習し、理解を深めるための活動をする。
- ・ 推薦委員は、役員および会計監査委員の候補者を推薦し、3月総会の一週間前までに全会員に知らせる事を主な活動とし、次に掲げる事由があるときは退任する。

① 当該委員が役員候補になったとき。

② 当該委員が役員候補と利害関係(身分関係を含む)があるとき。

5) 交流委員会

- ・ P T A 会員同士および学校と地域の交流を深めるための行事の企画運営をする。

第四章 付則

第9条 (施行期日)

平成 4年3月12日	改正施行
平成11年3月 2日	改正施行
平成15年2月27日	改正施行
平成18年5月13日	改正施行
平成19年3月 7日	改正施行
平成20年3月 6日	改正施行
平成22年3月 5日	改正施行
平成29年5月13日	改正施行

横浜市立大豆戸小学校 P T A 慶弔規定

1. 慶事

- 1) 教職員の結婚および出産 5,000円と祝電
- 2) 教職員の転退職 花束

2. 見舞い

- 1) 本校在学児童が病気・疾病のため、30日以上休んだ場合、5,000円。  
ただし、長期にわたる場合は役員の協議により、再度見舞うことができる。
- 2) 不時の災害による罹災の場合は役員協議の上見舞う。

3. 弔辞

- 1) 保護者会員死亡 花輪一基と10,000円
- 2) 本校在学児童死亡 花輪一基と10,000円
- 3) 教職員本人の死亡 花輪一基と10,000円

\*弔問

P T A 役員に連絡し、会長あるいは副会長が代表して、通夜または告別式に列席する。  
遠隔地の場合は弔電を打つ。

4. その他

- 1) 本規定によるものは、すべて返礼を受けない。
- 2) この規定以外の事項が生じた場合は、役員の協議により適宜処理を行う。

付 則

(施行期日)

平成 9年3月3日	一部改正(1. 慶事)
令和 元年5月17日	一部改正(第13条)